

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人旭川医科大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会の業績評価の結果や本学の経営状況、また、当該役員の担当業務における業績・貢献度を総合的に勘案し、本学経営協議会の議を経たうえで、役員給与規程に定める当該役員の期末特別手当の額を増額又は減額できることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容 法人の長

1. 国家公務員の給与の改定に関連して、以下の措置を講ずる事とした。
  - ・実施時期:平成24年4月1日
  - ・基本給月額:▲0.5%
2. 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
  - ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
  - ・基本給月額:▲9.77%
  - ・調整手当:▲9.77%
  - ・広域異動手当:▲9.77%
  - ・期末特別手当:▲9.77%
3. 職務遂行意欲の向上を図り大学運営の発展に資するため、減額分を補填する手当を新設した。
  - ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
  - ・手当(支給期):特例減額補填手当(6月, 12月)

理事

法人の長の改定内容と同じ

理事(非常勤)

1. 国家公務員の給与の改定に関連して、以下の措置を講ずる事とした。
  - ・実施時期:平成24年4月1日
  - ・年俸額:▲0.5%
2. 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
  - ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
  - ・月の支給額:▲9.77%
3. 職務遂行意欲の向上を図り大学運営の発展に資するため、減額分を補填する手当を新設した。
  - ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
  - ・手当(支給期):特例減額補填手当(6月, 12月)

監事

法人の長の改定内容と同じ

監事(非常勤)

理事(非常勤)の改定内容と同じ

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	15,762	10,654	3,797	131 (寒冷地手当) 1,180 (特例減額補填手当)			
A理事	13,320	9,030	3,218	72 (寒冷地手当) 1,000 (特例減額補填手当)			
B理事	13,776	9,030	3,218	49 (通勤手当) 131 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当) 1,000 (特例減額補填手当)			
C理事	13,379	9,030	3,218	131 (寒冷地手当) 1,000 (特例減額補填手当)			
D理事 (非常勤)	2,872	2,679	0	193 (特例減額補填手当)			
A監事	9,932	6,680	2,381	131 (寒冷地手当) 740 (特例減額補填手当)			
B監事 (非常勤)	2,297	2,143	0	154 (特例減額補填手当)	4月1日		

注:総額,各内訳について千円未満切り捨てのため,総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当なし	
理事A					該当なし	
監事A					該当なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人員の適正な配置と業務の効率化を図り、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、一般職の国家公務員の給与水準を考慮し、これに準じた給与水準を基本とする。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

普通昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額 (普通昇給)	昇給前1年間の勤務成績に応じ、0～8号俸の5段階の昇給区分により昇給させる。
基本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じた級へ昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定に関連して、以下の措置を講ずる事とした。

- ・実施時期:平成24年4月1日
- ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額の減額改定(平均▲0.23%)、号俸回復(36歳未満の職員を最大2号俸上位に調整)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額の減額支給(▲4.77%～9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:減額支給(期末手当、勤勉手当:▲9.77%、管理職手当:▲10%)

給与の減額特例期間中における人材確保及び勤労意欲の向上を図るために、減額分を補填する手当を新設した。

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・手当(支給期):特例減額補填手当(6月、12月)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 886	歳 39.6	千円 5,501	千円 4,297	千円 27	千円 1,204
事務・技術	人 142	歳 44.9	千円 5,474	千円 4,248	千円 26	千円 1,226
教育職種 (大学教員)	人 240	歳 46.8	千円 7,734	千円 6,044	千円 26	千円 1,690
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 410	歳 33.3	千円 4,331	千円 3,391	千円 29	千円 940
技能・労務職種	人 6	歳 53.3	千円 5,272	千円 4,097	千円 29	千円 1,175
医療職種 (病院医療技術職員)	人 87	歳 39.3	千円 4,915	千円 3,844	千円 23	千円 1,071
その他の医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員のその他の医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

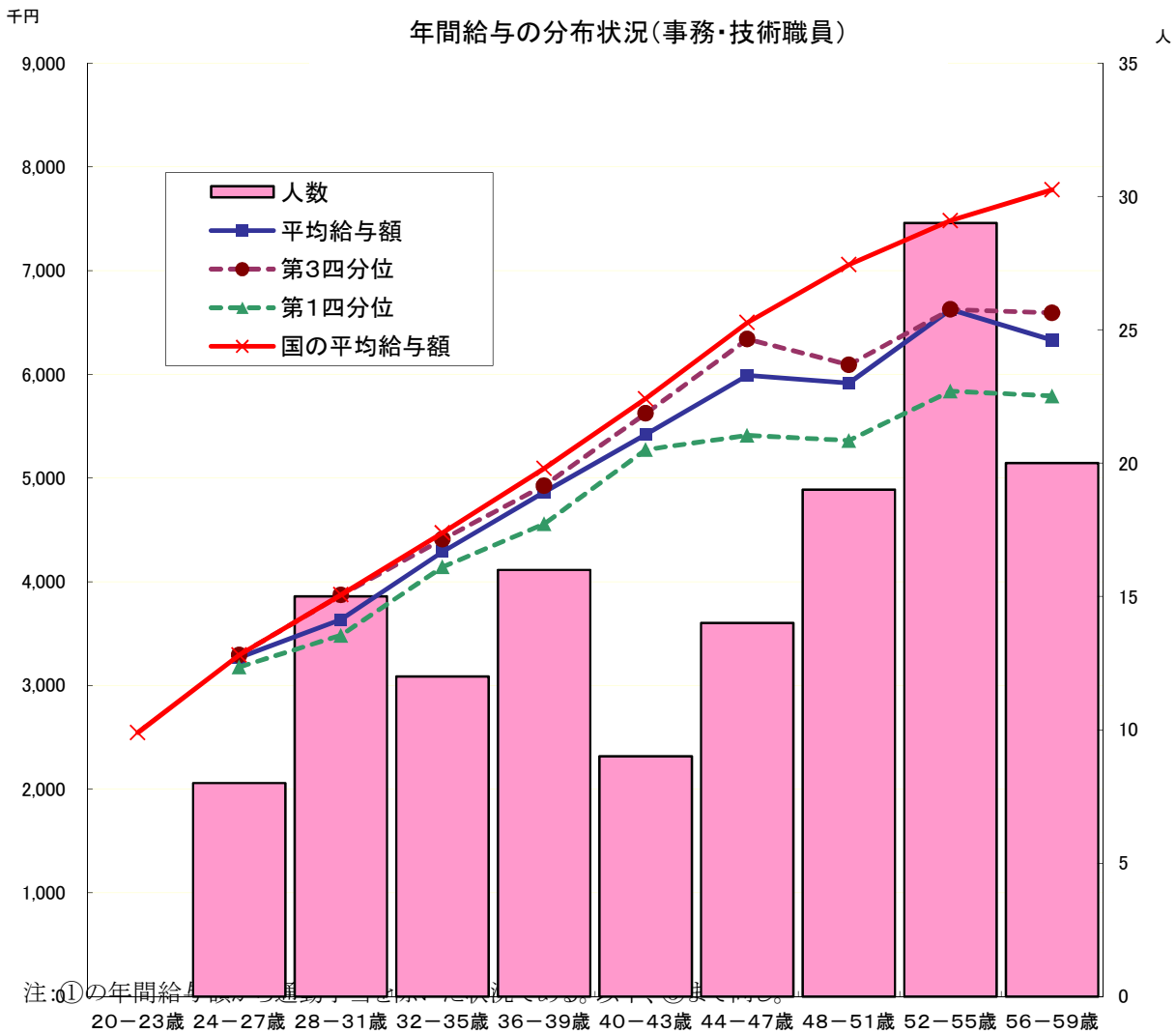
再任用職員	人 9	歳 62.8	千円 3,305	千円 2,810	千円 25	千円 495
事務・技術	人 4	歳 63.0	千円 2,990	千円 2,586	千円 20	千円 404
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 3	歳 62.5	千円 3,715	千円 3,067	千円 26	千円 648
医療職種 (病院医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:再任用職員の医療職種(病院看護師)及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	72	39.9	4,518	3,456	42	1,062
事務・技術	14	37.9	2,929	2,214	44	715
教育職種 (大学教員)	17	48.1	7,618	5,939	59	1,679
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	12	51.1	4,894	3,639	31	1,255
技能・労務職種	12	33.3	3,109	2,367	40	742
医療職種 (病院医療技術職員)	17	30.0	3,454	2,633	32	821

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員(年俸制)	3	40.8	7,167	7,167	0	0
事務・技術	該当なし					
教育職種 (大学教員)	該当なし					
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
委託等雇用職員	3	40.8	7,167	7,167	0	0

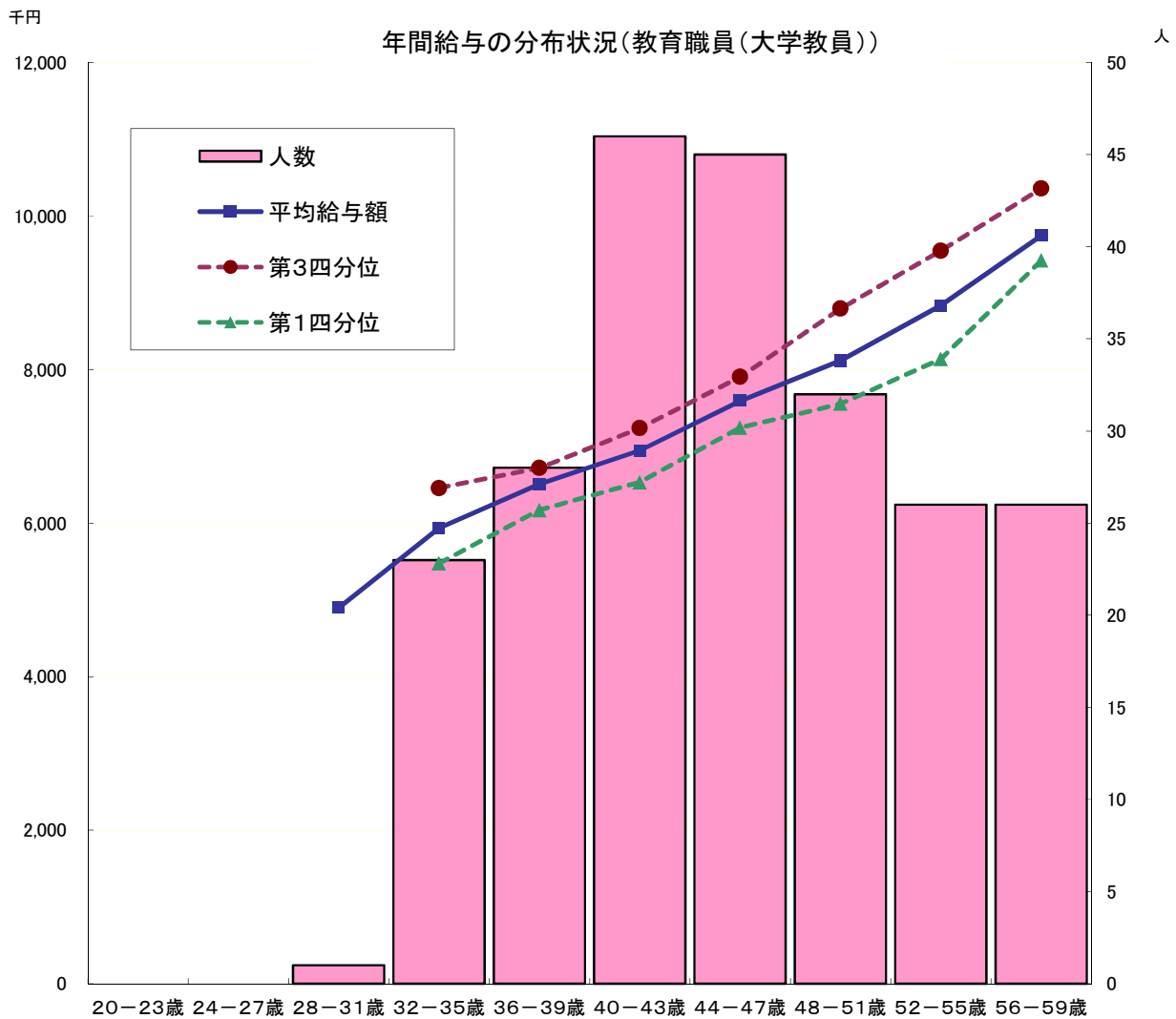
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



(事務・技術職員)

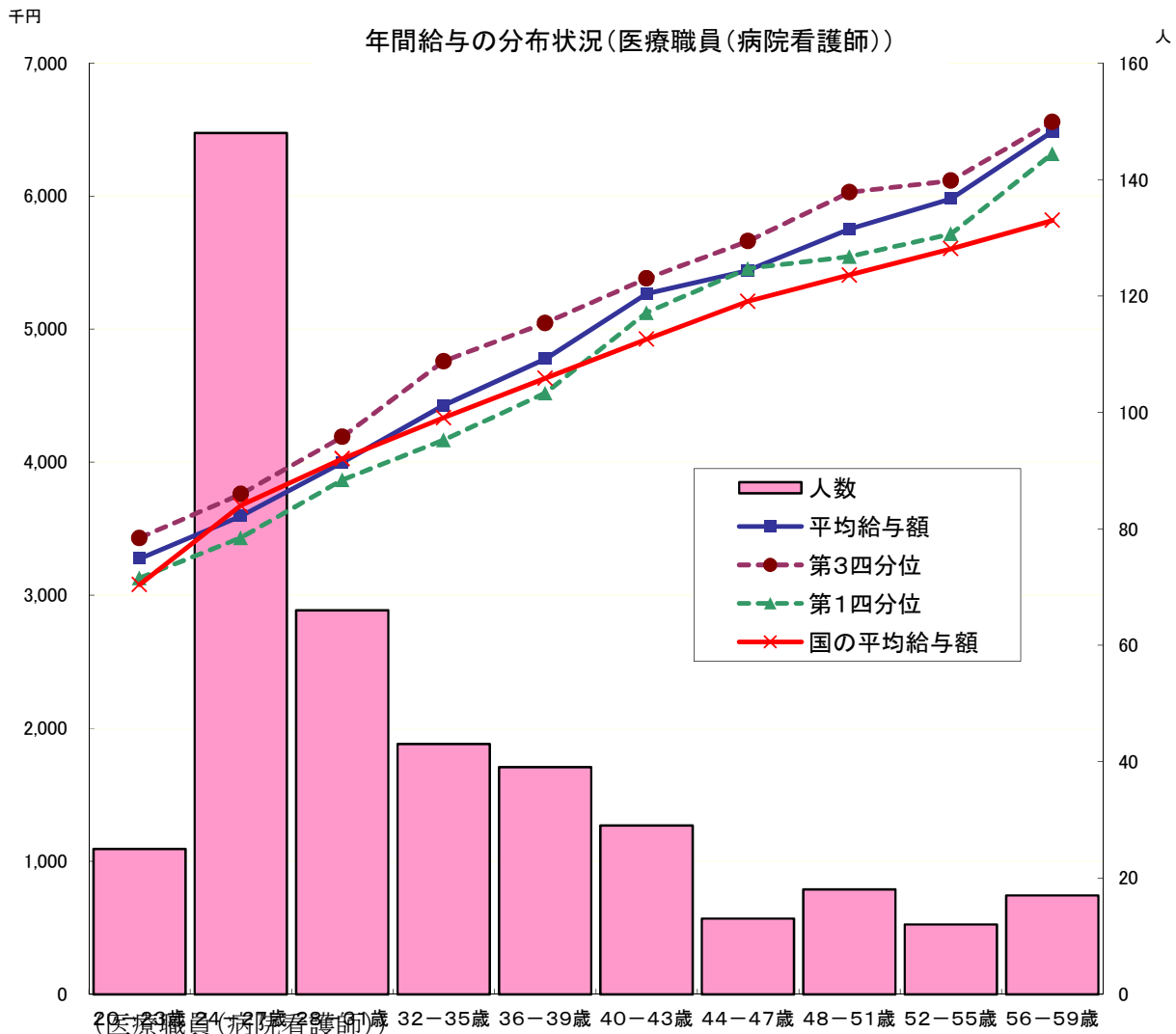
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・ 局長	1	—	—	—	—	—	—
・ 部長	2	—	—	—	—	—	—
・ 課長	8	53.4	7,181	7,600	7,570	7,570	7,570
・ 課長補佐	18	54.6	6,092	6,324	6,563	6,563	6,563
・ 係長	52	46.9	5,308	5,703	6,209	6,209	6,209
・ 主任	32	44.7	4,557	5,084	5,467	5,467	5,467
・ 係員	29	32.0	3,294	3,784	3,888	3,888	3,888

注: 該当者が2人以下の職位は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	54	56.0	9,375	9,792	10,289		
・准教授	39	51.5	7,670	8,133	8,739		
・講師	49	45.4	7,082	7,518	7,934		
・助教	98	40.5	6,174	6,486	6,956		



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・看護部長	1	—	—	—	—	—	—
・副看護部長	5	52.1	6,410	6,492	6,492	6,534	6,534
・看護師長	26	50.0	5,662	5,998	5,998	6,480	6,480
・副看護師長	53	42.0	4,860	5,247	5,247	5,657	5,657
・看護師	325	30.2	3,525	3,964	3,964	4,259	4,259

注1: 該当者が1名の職位は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2: 「看護師」には看護師相当職である「助産師」を含む。



③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員(割合)	142人	8人 (5.6%)	27人 (19.0%)	53人 (37.3%)	37人 (26.1%)	11人 (7.7%)
年齢(最高～最低)		29～25歳	52～27歳	58～34歳	58～41歳	59～45歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,701～ 2,239千円	4,209～ 2,470千円	4,897～ 3,283千円	5,095～ 4,316千円	6,018～ 4,813千円
年間給与額(最高～最低)		3,369～ 2,871千円	5,348～ 3,178千円	6,209～ 4,231千円	6,625～ 5,622千円	7,570～ 6,337千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長 局長	局長	局長
人員(割合)		3人 (2.1%)	2人 (1.4%)	1人 (0.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		55～50歳	～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,904～ 5,654千円	～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		8,686～ 7,314千円	～千円	～千円	～千円	～千円

注:7級及び8級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	240人	該当者なし	98人 (40.8%)	49人 (20.4%)	39人 (16.3%)	54人 (22.5%)
年齢(最高～最低)		～歳	54～30歳	58～32歳	64～40歳	64～45歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	6,548～ 3,595千円	6,976～ 4,237千円	7,294～ 5,249千円	9,785～ 5,502千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	8,084～ 4,649千円	8,907～ 5,475千円	9,316～ 6,886千円	12,664～ 7,296千円

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	410	該当者なし	325 (79.3%)	53 (12.9%)	26 (6.3%)	5 (1.2%)	該当者なし	1 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～23	57～29	59～37	57～44	～	～
所定内給 与年額(最 高～最低)		～	4,464～ 2,426	5,060～ 3,038	5,000～ 3,637	5,127～ 4,797	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	5,768～ 3,117	6,476～ 3,934	6,668～ 4,723	6,785～ 6,289	～	～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.0	% 64.0	% 63.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.0	% 36.0	% 37.0
	最高～最低	% 48.1～32.8	% 47.8～30.3	% 47.9～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 43.7～31.2	% 37.8～29.5	% 37.7～31.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.1
	最高～最低	% 40.5～32.0	% 37.8～29.5	% 39.1～30.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.4	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.6	% 34.8
	最高～最低	% 40.5～32.0	% 37.8～29.5	% 39.1～30.7

注:教育職員(大学教員)及び医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	89.0
対他の国立大学法人等	98.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	97.4
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	102.1
対他の国立大学法人等	96.6

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い,当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては,すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として,法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい,人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 89.0
	参考
	地域勘案 96.8
	学歴勘案 90.1
	地域・学歴勘案 97.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.72% 国からの財政支出額 7,142,006,000円 支出予算の総額 26,734,000,000円(平成24年度予算)  【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は26.72%となっており,累積欠損額もないことから,給与水準については適切であると考え。
講ずる措置	引き続き現在の給与水準の維持に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.1	
	参考	地域勘案 104.2
		学歴勘案 102.4
	地域・学歴勘案 103.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>国の医療職俸給表(三)適用者に対し、本学病院看護師は、最終学歴が大学卒業以上の者の割合が高いこと(国3.9%, 本学33.41%), 及び1級適用者(准看護師)の割合が低いこと(国10.6%, 本学0%)及び新設手当による給与の増加が主要因と考えられる。(国の数字は、人事院給与局「平成24年国家公務員給与等実態調査」による。)</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b> 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.72% 国からの財政支出額 7,142,006,000円 支出予算の総額 26,734,000,000円 (平成24年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は26.72%となっており、累積欠損額もないことから、給与水準については適切であると考え。</p>	
講ずる措置	引き続き現在の給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)

項目	内容
指数の状況	教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.8

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,186,001	5,360,344	△ 174,343	(△3.3)	△ 155,683	(△2.9)
退職手当支給額 (B)	536,230	513,273	22,957	(4.5)	134,256	(33.4)
非常勤役職員等給与 (C)	3,628,520	3,339,593	288,927	(8.7)	694,382	(23.7)
福利厚生費 (D)	1,185,213	1,127,569	57,644	(5.1)	136,967	(13.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,535,964	10,340,779	195,185	(1.9)	809,922	(8.3)

## 総人件費について参考となる事項

### ①「給与、報酬等支給総額」,「最広義人件費」について

- ・「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が3.25%減少した要因  
特例法に準ずる給与減額支給措置(▲446,221千円)

(事務・技術職員:▲77,984千円, 教育職員(大学教員):▲158,771千円, 医療職員(病院看護師)及びその他の医療職種(看護師):▲163,259千円, 技能・労務職種:▲3,223千円, 医療職種(病院医療技術職員):▲35,658千円, 役員(常勤):▲7,326千円)

既設手当の支給率の引き下げ

新設手当による増加

- ・「最広義人件費」の対前年度比が1.89%増加した要因  
特例法に準ずる給与減額支給措置(▲459,981千円)

非常勤教職員数の増加

退職者数の増加

新設手当による増加

### ②退職手当支給額の要因の分析について

- ・「退職手当支給額」の前年度比が4.47%増加した要因

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ削減(▲23,987千円)

(事務・技術職員:▲9,216千円, 教育職員(大学教員):▲6,001千円, 医療職員(病院看護師):▲6,416千円, 技能・労務職種及び医療職種(病院医療技術職員):▲2,355千円)

退職者数の増加

### ③「非常勤役職員等給与」欄に含まれる役職員について

- ・特例法に準ずる給与減額支給措置(▲13,760千円)

## IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

役員に関する講じた措置の概要:「調整率」を、次のとおり段階的に引き下げる。

H25.1.1~H25.9.30:98/100, H25.10.1~H26.6.30:92/100, H26.7.1~87/100

職員に関する講じた措置の概要:「調整率」を、次のとおり段階的に引き下げる。

H25.1.1~H25.9.30:98/100, H25.10.1~H26.6.30:92/100, H26.7.1~87/100

「調整率」は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。